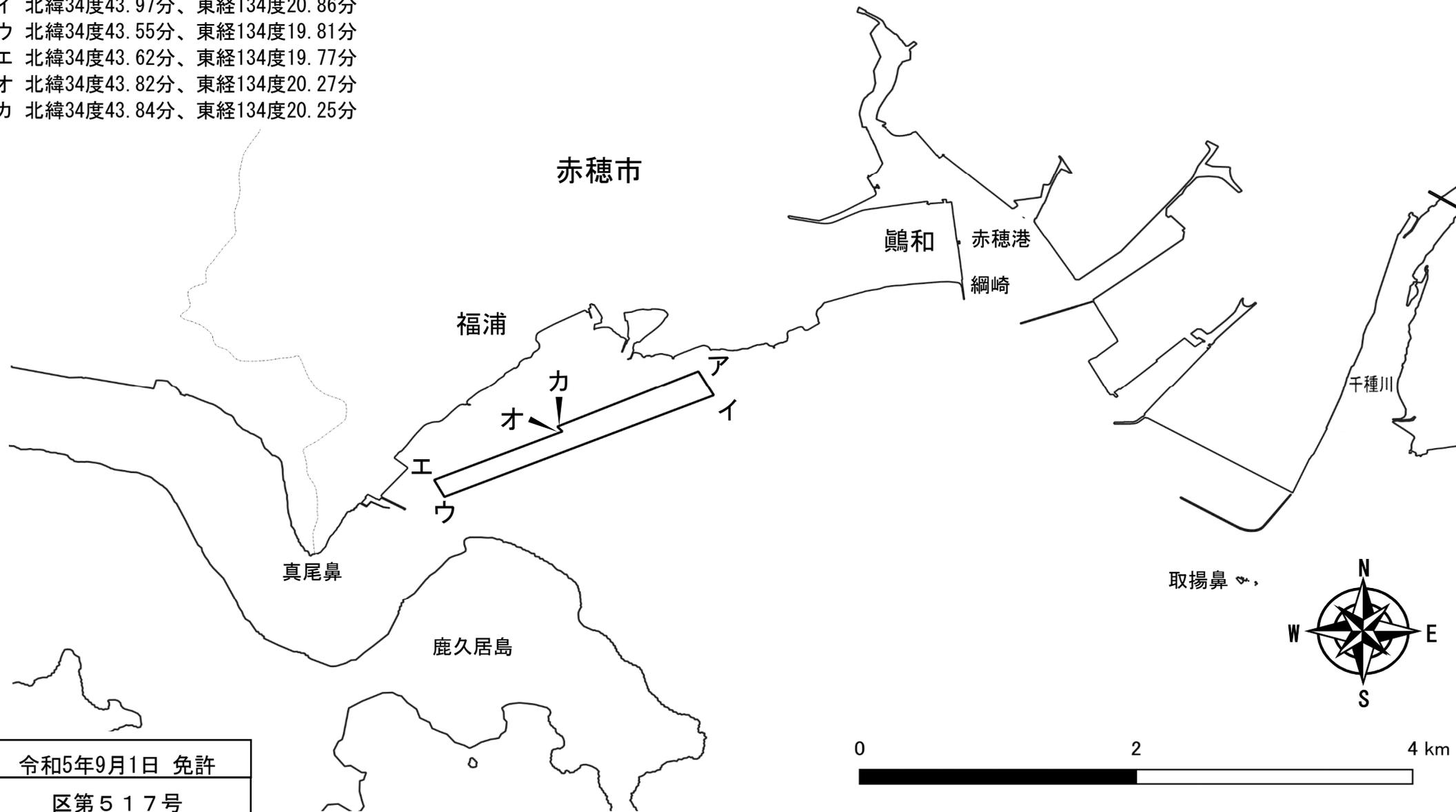


免許番号 区第517号
漁場の位置 赤穂市福浦地先
漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを結んだ線により囲まれた区域

点の位置

- ア 北緯34度44.07分、東経134度20.80分
- イ 北緯34度43.97分、東経134度20.86分
- ウ 北緯34度43.55分、東経134度19.81分
- エ 北緯34度43.62分、東経134度19.77分
- オ 北緯34度43.82分、東経134度20.27分
- カ 北緯34度43.84分、東経134度20.25分



令和5年9月1日 免許
区第517号

1	表 示				表示 番号	表 示	
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続 期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日	
	漁 場	別紙漁場図のとおり					
	漁業の種類	第1種区画漁業 垂下式貝類養殖業		1月1日から12月31日まで			
	主な漁獲物						
	漁業の時期						
制 限 又 は 条 件	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。						
漁 業 権 区			先 取 特 権 区		抵 当 権 区		入 漁 権 区
順位 番号	事 項		順位 番号	事 項		順位 番号	事 項
1	赤穂市御崎1798番地の1 赤穂市漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日						
海 区	兵庫県瀬戸内海海区		免許番号	区第517号		摘 要	